



## 1. 遺産分割の流れ

相続人全員が話し合いを行い、その中で遺産の分け方などを決定していく、これが遺産分割の基本です。もしこの話し合いで折り合いがつかない場合、調停・審判という形で次のステップへと進むことになります。

裁判所を介する手続として、家庭裁判所では、まず遺産分割調停が行われ（「調停前置主義」といいます。）、調停で解決できなかった場合、さらに遺産分割審判へと移行します。

## 2. 裁判外の遺産分割協議における相続分・分割方法の決め方

遺産分割協議においては、通常、相続人間で自由に話し合いを行い、分割の方法や各相続人の相続分を決定します。

当事者同士が納得すればよく、一人がすべての遺産を取得するなどの遺産分割協議を行うことも当然可能です。

## 3. 遺産分割調停における相続分・分割方法の決め方

裁判所を介するものの、共同相続人が話し合いを行うことで解決を図るのが遺産分割調停です。

話し合いにより解決を図る点は裁判外の遺産分割協議と同じですが、調停では、裁判所が法的な見解を踏まえて各相続人の言い分を整理し、妥当な解決に向けた働きかけを行います。

通常、裁判外の遺産分割協議においては、相続人同士が互いにいがみ合って、法的な主張としては到底通り得ないことも好き勝手に

言い合うことが多々あります。そのような場合に、裁判所が上記のような交通整理を行い、場合によって当事者に説得を試みることで、よりスムーズに合意が促進されることとなります。

一方で、遺産分割調停は、裁判手続とはいえあくまで話し合いの場ですから、当事者同士が納得すれば、各相続人の相続割合、分割方法なども自由に合意することが可能です。

言ってみれば、遺産分割調停は、話し合いと裁判の双方の利点を兼ね備えた手続といえるでしょう。

## 4. 遺産分割審判における相続分・分割方法の決め方

遺産分割調停が成立しなかった場合（「調停不成立」や「不調」といいます。）、原則として遺産分割審判へ移行します。

調停が不調に終わるということは、各相続人の言い分に対立が見られるということですが、その争いに対し、裁判所が法律に則って判断を下すのが遺産分割審判です。

民事事件でいう訴訟に対応するもので、訴訟の場合、裁判所は最終的に「判決」を下して事件を終結させますが、遺産分割審判の場合は、家庭裁判所が「審判」を下すことによって事件を終結させます。

したがって、当事者の意見が紛糾する場合であっても、必ず一定の決着を見るに至ります。つまり、遺産について、どういう分割方法で、誰が何を、あるいはどの割合で相続するかが法律（民法や家事事件手続法など）を元に決定されることとなります。

## ご挨拶

謹啓

初春の候、皆様ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年は、「平成」という元号が5月1日に改元されることとなり、日本全体が大きな節目を迎えます。平成という時代が終わり、新しい時代がスタートすることになりますが、みなさまの生活はいかに変わり、どのようにお感じになっているのでしょうか。

私といたしましては、新しい年のはじまりに、消費税増税の流れで経済状況も大きく変化することもあり、法律事務所も真価が問われる年となることと思いますので、気持ちを新たにより一層精一杯努力する所存でございます。

昨年一年は介護セミナーや企業セミナーを行い、「お客様との距離を近づける」ことにこだわった新たな取り組みをしてみました。

セミナー実施後のアンケートでは、相続や成年後見について多くの方が関心をもっておられることが分かりました。引き続き、みなさまの「疑問」や「不安」を「安心」に変えるセミナーを実施して、求められる情報発信をして参りたいと思います。

これからも、さらなる地域貢献を目指し、所員一同新たな気持ちで皆様の御期待に添えるよう一層努力してまいりますので、今後とも、ご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

謹白



所長弁護士 村上和也



□電車でお越しの方  
・京阪電車「守口市駅」西出口（南側）より徒歩1分  
・地下鉄谷町線「守口市駅」3番出口より徒歩8分  
□お車でお越しの方  
・ビルには駐車場がございませんので、近隣有料駐車場をご利用ください。



## 守口門真総合法律事務所

〒570-0056 大阪府守口市寺内町2丁目7番27号  
富士火災守口ビル5階

<https://murakami-law.org/>

TEL 06-6997-7171